

作成日：2008年04月16日  
改訂日：2011年02月18日

### 製品安全データーシート

#### 1. 化学物質等及び会社情報

製品名：バンバン乳剤

会社名：日産化学工業株式会社

住所：東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1

担当部門：農業化学品事業部登録部

電話番号：03-3296-8151 FAX番号：03-3296-8016

緊急連絡電話番号：農薬中毒事故時の問合せ先 財団法人日本中毒情報センター

中毒110番	一般市民専用電話 (情報提供料:無料)	医療機関専用有料電話 (一件2,000円)
大阪(365日・24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば(365日・9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

用途及び使用上の制限：農薬（除草剤）、農薬登録内容以外の使用は不可

#### 2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体：区分3

健康に対する有害性

急性毒性（経口）：区分外

急性毒性（経皮）：区分外

皮膚腐食性／刺激性：区分2

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：区分2A

皮膚感作性：区分外

発がん性：区分2

生殖毒性：区分2

特定標的臓器毒性（単回暴露）：区分2（血液）

特定標的臓器毒性（反復暴露）：区分2（肝臓、眼、血液、血液系、骨髓、腎臓、鼻）

環境に対する有害性

水生環境急性有害性：区分1

水生環境慢性有害性：区分1

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示：



注意喚起語：警告

危険有害性情報

H315 皮膚刺激

H319 強い眼刺激

H351 発がんのおそれの疑い

H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

H371 血液の障害のおそれ

H373 長期又は反復ばく露による肝臓、眼、血液、血液系、骨髓、腎臓、鼻の障害のおそれ

H400 水生生物に強い毒性

H410 長期的影響により水生生物に強い毒性

#### 注意書き

##### 安全対策

- ・使用前に取扱説明書を入手する。 (P201)
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 (P202)
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。 (P260)
- ・取扱い後はよく手を洗う。 (P264)
- ・取扱い後はよく眼を洗う。 (P264)
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 (P270)
- ・環境への放出を避ける。 (P273)
- ・保護手袋を着用する。 (P280)
- ・保護眼鏡、保護面を着用する。 (P280)
- ・指定された個人用保護具を使用する。 (P281)

##### 救急措置

- ・皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で優しく洗う。 (P302+P352)
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。 (P305+P351+P338)
- ・ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受ける。 (P308+P313)
- ・ばく露した時、又は気分が悪い時は、医師に連絡する。 (P309+P311)
- ・気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受ける。 (P314)
- ・特別な処置が必要である。 (P321)
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受ける。 (P332+P313)
- ・眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受ける。 (P337+P313)
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯する。 (P362)
- ・漏出物は回収する。 (P391)

##### 保管

- ・施錠して保管する。 (P405)

##### 廃棄

- ・内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。 (P501)

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合製品

一般名：エスプロカルブ・ジフルフェニカン乳剤

成分及び含有量

成分	化学名	含有量
エスプロカルブ	S-ベンジル=1, 2-ジメチルプロピル (エチル) チオカルバマート	60. 0%
ジフルフェニカン	2', 4' -ジフルオロ-2-( $\alpha$ , $\alpha$ , $\alpha$ -トリフルオロー-m-トリルオキシ) ニコチンアニリド	1. 5%
ナフタレン		1. 2%
メチルナフタレン		3. 0%
その他成分		34. 3%

成分	CAS番号	安衛法番号
エスプロカルブ	85785-20-2	4-(6)-325
ジフルフェニカン	83164-33-4	8-(1)-3092

#### 4. 応急措置

##### 吸入した場合

- ・被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- ・医師の手当、診断を受ける。

##### 皮膚に付着した場合

- ・皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗う。
- ・汚染された衣類を脱ぐ。
- ・医師の手当、診断を受ける。

##### 眼に入った場合

- ・水で数分間注意深く洗う。
- ・コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。
- ・医師の手当、診断を受ける。

##### 飲み込んだ場合

- ・口をすすぐ。
- ・口から何も与えてはならないし、吐かせてもならない。
- ・医師の手当、診断を受ける。

#### 5. 火災時の措置

消火剤：粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス

使ってはならない消火剤：棒状注水

##### 特有の危険有害性

- ・加熱により容器が爆発するおそれがある。

##### 特有の消火方法

- ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- ・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

##### 消火を行う者の保護

- ・消火作業の際は、保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具（ホースマスク等）を着用するのが望ましい。
- ・消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

##### 人体に対する注意事項、保護具および緊急措置

- ・作業に際しては適切な防護具を着用し、飛散しない方法で回収する。
- ・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- ・関係者以外の立入りを禁止する。
- ・密閉された場所に立入る前に換気する。
- ・作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
- ・適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・密閉された場所は換気する。

##### 環境に対する注意事項

- ・河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

##### 回収・中和

- ・大量の漏洩物の除去や廃棄処理の場合は専門家の指示による。
- ・乾燥した土、砂あるいは不燃性物質で吸収し、あるいは覆って密閉できる容器に移す。

##### 封じ込め及び浄化方法・機材：危険でなければ漏れを止める。

##### 二次災害の防止策

- ・可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。
- ・すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

技術的対策：情報なし

局所排気・全体換気：情報なし

#### 安全取扱い注意事項

- ・取扱後は、手、顔等を良く洗い、うがいをする。
- ・使用前に使用説明書を入手する。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- ・皮膚との接触を避ける。
- ・空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行う。
- ・ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避ける。
- ・眼との接触を避ける。
- ・接触、吸入又は飲み込まない。
- ・ラベルを良く読む。
- ・ラベルの記載内容以外に使用しない。
- ・農薬は余らせて廃棄することのないように全てを使い切る。
- ・使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。
- ・有効期限内に使用する。
- ・使用済み容器は他の用途には絶対に使用しない。
- ・自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないように注意する。
- ・取扱い後は、着用していた衣服等を交換する。
- ・取扱い時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯する。
- ・かぶれやすい体质の人は取扱いに十分注意する。

### 保管

#### 技術的対策

- ・保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作る。
- ・直射日光を避け、低温で換気のよい場所で保管する。

#### 保管条件

- ・施錠できる場所に保管する。
- ・容器を密閉して換気の良い場所で保管する。
- ・容器は直射日光や火気を避け、冷暗所で保管する。
- ・食品や飲料と区別して保管する。
- ・小児の手の届くところに置かない。
- ・火気注意

#### 容器包装材料

- ・消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 設備対策

- ・この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
- ・管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

### 保護具

#### 呼吸器の保護具

- ・防塵マスク
- ・適切な呼吸器保護具を着用する。

#### 手の保護具

- ・適切な保護手袋を着用する。

#### 眼の保護具

- ・適切な眼の保護具を着用する。
- ・保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）

#### 皮膚及び身体の保護具

- ・適切な顔面用の保護具を着用する。
- ・適切な保護衣を着用する。

#### 衛生対策

取扱い後はよく手を洗う。

### 9. 物理的及び化学的性質

形状：澄明可乳化油状液体

色：淡黄色

pH : 4.2

沸点、初留点及び沸騰範囲：情報なし

引火点：117°C (クリープランド開放式)

自然発火温度：情報なし

比重（密度）：1.04

オクタノール／水分配係数：情報なし

### 10. 安定性及び反応性

安定性：法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる

危険有害反応可能性：情報なし

避けるべき条件：情報なし

危険有害な分解生成物：情報なし

### 11. 有害性情報

急性毒性：経口・ラット・LD50 雌 >2000mg/kg  
経皮・ラット・LD50 雄雌 >2000mg/kg

皮膚腐食性／刺激性：中等度刺激性

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：中等度刺激性

皮膚感作性：モルモット 皮膚感作性なし（有効成分エスプロカルブは皮膚感作性あり）

発がん性：区分2のナフタレン濃度が1.2%のため発がん性－区分2とした。

生殖毒性：区分2のエスプロカルブ濃度が60.0%のため生殖毒性－区分2とした。

特定標的臓器毒性（単回暴露）：区分1（血液）のナフタレン濃度が1.2%のため特定標的臓器毒性（単回暴露）－区分2（血液）とした。

特定標的臓器毒性（反復暴露）：区分1（眼・血液・鼻）のナフタレン濃度が1.2%のため特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分2（眼・血液・鼻）とした。

区分2（肝臓・血液系・骨髓・腎臓）のエスプロカルブ濃度が60.0%のため特定標的臓器毒性（反復暴露）－区分2（肝臓・血液系・骨髓・腎臓）とした。

### 12. 環境影響情報

#### 生態毒性

魚otoxicity：コイ急性毒性 96時間 LC50 2.89mg mg/L

その他：オオミジンコ急性遊泳阻害 48時間 EC50 0.798mg /L

藻類生長阻害 72時間 EC50 0.0356mg /L

慢性有害性：区分1（本混合物の成分38.8%については水生環境有害性が不明）

### 13. 廃棄上の注意

使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。

- ・農家等使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ・市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
- ・使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。

#### 14. 輸送上の注意

##### 国際規制

海上規制情報：IMOの規定に従う。

UN No. : 3082

Proper Shipping Name. : ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.

Class : 9

Packing Group : III

Marine Pollutant : P

航空規制情報：ICAO/IATAの規定に従う。

UN No. : 3082

Proper Shipping Name. : ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.

Class : 9

Packing Group : III

##### 国内規制

陸上規制情報：消防法の規定に従う。

海上規制情報：船舶安全法の規定に従う。

国連番号：3082

品名：環境有害物質（液体）

クラス：9

容器等級：III

海洋汚染物質：P

航空規制情報：非危険物

国連番号：3082

品名：環境有害物質（液体）

クラス：9

容器等級：III

緊急時応急措置指針番号：171

輸送の特定の安全対策及び条件

- ・輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。

- ・転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

- ・火気注意

#### 15. 適用法令

農薬取締法：登録農薬（除草剤）

道路法：該当しない

消防法（危険物、指定可燃物）：第4類 第三石油類（非水溶性）

毒劇物取締法：該当しない

労働安全衛生法（第57条 表示対象物質）：該当しない

労働安全衛生法（第57条の2 通知対象物質）：ナフタレン（政令番号：408）1.2%

化学物質管理促進法（PRTR法）：ナフタレン[第1種指定化学物質（政令番号302）]1.2%

メチルナフタレン[第1種指定化学物質（政令番号438）]3.0%

土壌汚染対策法：ふつ素及びその化合物（特定有害物質）

## 16. その他の情報

### 記載内容の問合せ先

日産化学工業株式会社 農業化学品事業部登録部 電話番号：03-3296-8151  
記載内容の取扱い

- ・記載内容はこの製品の一般的な取扱いに関する情報提供であって、いかなる保証をなすものではありません。
- ・記載内容は現時点で一般的に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、全ての情報が網羅されているわけではありません。
- ・新たな情報を入手した場合は追加又は改訂されることがあります。
- ・注意事項は化学製品の一般的な取扱いについて記載したものですので、特殊な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。